

平成27年(国)第859号

平成28年5月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）

の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、本件不支給分の支給を求めるということである。

第2 再審査請求に至る経緯

1 請求人は、初診日を昭和〇年〇月〇日と主張する脳性麻痺（以下「当該傷病」という。）により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、障害認定日による請求として、国民年金法による障害基礎年金の裁定を請求した。

2 厚生労働大臣は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付で、初診日を昭和〇年〇月〇日とした上で、障害認定日における請求人の当該傷病による障害の状態は国民年金法施行令別表に定める1級の障害の程度に該当するとし、受給権発生日を昭和〇年〇月〇日として、障害等級1級の障害基礎年金を支給する旨の裁定をし、さらに、平成〇年〇月〇日付で、平成〇年〇月以前の分は時効により消滅しているとして、同年〇月分からこれを支給する旨の処分（以下「原処分」といい、時効により消滅したとされた部分を「本件不支給分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をしたものであるが、その不服とする理由の要旨は、本裁決書添付の別紙記載のとおりである。

第3 当審査会の判断

1 本件記録によれば、第2に記載した事実が認められるところ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第

34号。以下「昭和60年改正法」という。）の施行日の前日（昭和61年3月31日）において、昭和60年改正法による改正前の国民年金法による障害福祉年金の受給権を有し、当該施行日（昭和61年4月1日）において昭和60年改正法による改正後の国民年金法（以下「国年法」という。）第30条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者については、国年法第30条の4第1項に該当するものとみなして、同項の障害基礎年金が支給されることとされている（昭和60年改正法附則第25条）。

そして、障害基礎年金は、傷病による障害の状態が、障害等級として定められた障害の程度に該当するとして、国民年金の被保険者等からなされる請求を受けて、厚生労働大臣が裁定を行い、支給されるものである（国年法第30条ないし第30条の4）。また、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成19年法律第111号）による改正前の国年法第102条第1項は、年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間これを行わないときは時効により消滅する旨を、それぞれ規定している。

しかるに、第2に記載のとおり、請求人が障害基礎年金の裁定を請求したのは平成〇年〇月〇日であり、その裁定により受給権の発生が認められたのは昭和〇年〇月〇日であるから、この請求について上記の規定をそのまま適用すると、本件障害基礎年金の受給権は裁定請求時にはすでに時効によって消滅していたことになるが、保険者は、このような場合について、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期日ごとに発生する障害基礎年金の支給を受ける権利（以下

「支分権」という。)については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように、本件に係る障害基礎年金のうち、平成〇年〇月以降の分については支給するが、同年〇月以前の分は、上記規定により支分権が時効により消滅しているとして、これを支給しないとしたものと認められ、原処分は、関係法令やこれまでの行政措置に照らして適法かつ相当なものということができる。

2 これに対し、請求人は、別紙記載のとおり主張するので検討する。

(1) 障害認定日による請求に係る障害基礎年金は、障害認定日においてその傷病により障害等級に該当する程度の障害の状態にあることを支給事由とするものであり、受給者は当該支給事由が生じた後はいつでも裁判請求をすることができるのであって、しかも、裁判はその権利の発生要件の存否や金額等について公権的に確認する行為にすぎないと解されること（最高裁判所平成3年（行ツ）第212号平成7年11月7日第三小法廷判決・民集49巻9号2829頁）からすれば、その障害基礎年金に係る基本権たる受給権の消滅時効の起算点は、支給事由が生じた日である障害認定日であると解される。そして、支分権については、基本権たる受給権に係る支給事由が生じた後、支払期月の到来という事実が加わることにより、各支払期月ごとの支分権が生じているものと考えられるのである。消滅時効は、権利行使することができる時から進行するものであり（民法第166条第1項）、ここでいう権利行使することができるとは、権利行使についての法律上の障碍がない状態を指すものであって、事実上の障碍によっては消滅時効の進行は妨げられないと解されるところ（最高裁判所昭和48年（オ）第647号同49年12月20日第二小法廷判決・民集28巻10号2072頁参照）、

基本権たる受給権については上記のとおり当該支給事由が生じた後はいつでも裁判請求をすることができるところからすれば、基本権について裁判を受けていないことは法律上の障礙に該当するとはいはず、支分権に係る消滅時効についても、本件にあっては、受給権の発生が認められる障害認定日の属する月の翌月以降（国年法第18条第1項参照）、支払期月が到来するごとに当該支払期月に対応する支分権の消滅時効が進行を開始するものと解するのが相当である。

請求人は、支分権は、基本権たる受給権の裁判を条件とする権利であるとして、裁判を受けていないことは、消滅時効との関係において法律上の障碍に当たる旨主張しているが、上記のとおり、受給者は、基本権たる受給権についていつでも裁判請求をすることができるものであり、裁判はその権利の発生要件の存否や金額等について公権的に確認する行為にすぎないものと解され、また、支分権は各支払期月ごとに順次発生しているものと観念されることからして、その主張には理由がないというべきである。なお、仮に、その主張のように、基本権たる受給権についての裁判を受けない限り、支分権の消滅時効が進行しないものとすれば、権利者の単なる事実上あるいは主觀的な事情のために、時効期間を経過して裁判請求がなされた場合であっても、受給権発生の当初から年金の給付を受けられることとなって、消滅時効制度の趣旨が没却されることは明らかである。また、原処分を含む本件に係る裁判がなされたのは、保険者が受給権者保護の観点から、基本権たる受給権に係る時効の利益を放棄した上で、支分権についてのみ上記の関係法令の定めに則って時効消滅の取扱いをしたことによるものであることからすれば、それにもかかわらず、支分権の消滅時効との関係で、基本権たる受給権

について裁判を受けていないことを法律上の障害であるか否か論ずることには矛盾があるというべきである。したがって、請求人の上記主張を採用することはできない。

(2) 請求人は、昭和〇年ころから昭和〇年までの間に、昭和〇年〇月前後も含めて、4回にわたり、年金事務所(注:社会保険事務所のことと解される。)を訪ねて、障害年金の受給手続を申し出たが、いずれも、請求人の様子を見ただけで、障害の程度が軽く、仕事をしていることから、年金は貰えないとして、拒絶され、誤った教示により裁判請求の手続をすることができなかつたとして、時効中断事由に該当する事実がある旨主張している。

しかしながら、上記主張に係る4回にわたっての障害年金の受給手続の申出については、請求人の夫が同行したとされているところ、4回のそれぞれの時期や訪れた場所について、本件記録からは具体的に明らかでなく、また、審理期日における請求人及び夫の陳述内容にも相違がみられ、各機会において担当者から受けた説明の内容についても、具体性に欠けていて明確とはいえない、さらに、本件においては、請求人の主張する事実の有無や内容について判断することのできる客観的な資料も存在しない。請求人は、夫の供述が根拠資料であるというが、請求人との関係やその供述内容に照らして、夫の供述によって請求人の上記主張事実を認めることはできない。

したがって、請求人の上記主張に係る事実をもって、当該時点で障害基礎年金の裁判請求を不当に妨げられたということはできず、また、請求人主張のように時効中断事由に該当する事実があつたと認めるともできない。なお、本件の裁判請求が平成〇年〇月〇日になされていることからすれば、仮にその主張に係る時効中断事由が認められたとしても、それのみでは原処分

を違法、不当とする理由とはならない。
3 以上によれば、原処分は相当であつて、これを取り消すことはできず、本件再審査請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり裁決する。